## 熊本県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 熊本県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	エ	程	規	格	金	額
ワイヤーハーネス	カプラー差 端末に取り 端子をカプ 込むこと	付けられた ラーに差し	5 0 センチメ え 2 メートル について行う	以下の電線	1 本につ 5	き 5銭

4 効力発生の日令和5年4月22日